

長門市

サテライトオフィストライアル補助金



長門市ではサテライトオフィスを誘致し、雇用の場づくりや多様な人材の交流を通じた地域の活力創出を図るため、本市へのサテライトオフィス設置を検討する企業等のトライアル体験を支援します。

公共交通料金 1/2 上限 25,000円 / 人

市内宿泊費 1/2 上限 5,000円 / 日

ワークスペース 使用料 1/2 上限 2,000円 / 日

レンタカー代 1/2 上限 8,000円 / 台

※複数人で体験される場合のレンタカー助成は1台が上限となります

長門市の魅力

- ★市内全域のCATV網で高速光通信可
- ★自然災害が少ないBCP対策の適地
- ★豊かな自然環境
- ★豊富な食資源と5つの温泉地

詳細は裏面をご覧ください



【補助要件】

- ① 市外に主たる事務所を有する法人又は個人であって、申請時点において1年以上事業を継続して営んでいること。
- ② 日本標準産業分類における大分類により情報通信業を行う者又はサテライトオフィス誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと市長が認める者。
- ③ 市内で開設を検討しているサテライトオフィスで主として行う業務は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 総務部門等、本社機能の一部を行う業務
 - イ 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務
 - ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
 - エ eビジネス、eラーニング等インターネットを活用した業務
 - オ 新製品の研究開発等を行う業務
 - カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を設置している
 - イ 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業
 - エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- ⑤ 対象経費について、他の補助金を受けていないこと。

【対象経費・補助率等】

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
交通費	公共交通料金	1/2以内	上限25,000円/人 ※1社あたり最大4人まで
宿泊費	宿泊費	1/2以内	上限5,000円/日 ※1人あたり最大4日まで
使用料	ワークスペース使用料	1/2以内	上限2,000円/日 ※1社あたり1日4人、最大5日まで
賃借料	車の借上げに係る経費	1/2以内	上限8,000円

※適用期間は開設決定までとし、補助回数は1回限りとします。

長門市のワークスペースのご紹介

長門市しごとセンター



◇コワーキングスペース

【利用料金】

【一時利用】一般 300円/時間
【月会員】一般 4,000円/月
◇ミーティングルーム 500円/時間
※冷暖房利用料金 100円/時間
【開館時間】10時～22時



ゲストハウスねる山



◇ワーキングスペース

(6畳、4名まで)
【利用料金】
1,000円税込/2時間/人
※レンタルスペースは時間単位のご利用が可能です
【利用可能時間】9時～17時
※最大8時間



ヤマネスタジアム俵山



◇屋内施設

【利用料金】

○管理棟 500円
○審判室 150円
○チームルーム 550円
※料金はいずれも1時間当たりの金額です
※定休日：12/29～1/3
【利用可能時間】8時～22時



お問い合わせ先(ご相談窓口)

長門市役所 経済観光部 企業誘致・まちづくり推進課 企業誘致班

TEL 0837-23-1216 FAX 0837-22-8458

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

E-mail kigyo.yuchi@city.nagato.lg.jp

